

## 公的研究費等の取扱いに関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和4年10月20日

独立行政法人国立病院機構  
東京医療センター

独立行政法人国立病院機構東京医療センターにおける公的研究費等の取扱いに関する要領第12条の規定に基づき「コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画」を以下のとおり定める。

### 1. コンプライアンス教育

統括管理責任者は、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員を対象として、コンプライアンス教育を実施する。内容は、関係する法令等を遵守して研究活動を行う必要があることの意識の向上を図り、また、どのような行為が不正行為に該当するのか教育し、不正防止を図ることを目的とする。

教育計画として、統括管理責任者は、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、年1回、コンプライアンス教育(e-aprin等)を受講することを求めることとする。

### 2. 啓発活動

統括管理責任者は、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、不正防止に向けた意識の向上を図ること、不正が起こらない環境作りを目的に啓発活動(WEB、諸会議、ポスター等)を行うこととする。啓発活動は、四半期毎に行うこととする。

事項	コンプライアンス教育	啓発活動
対象者	公的研究費等の運営・管理に関わる全ての職員	全職員
目的	関係する法令等を遵守して研究活動を行う必要があることの意識の向上を図り、また、どのような行為が不正行為に該当するのか教育し、不正防止を図る。	不正防止に向けた意識の向上を図ること、不正が起こらない環境作りを目的に啓発活動を行う
実施方法	e-aprin等、e-learningプログラムを活用	ポスター掲示、WEB配信、諸会議周知等)
実施時期	定期年1回 (年3回程度、受講案内を配信する)	四半期毎